特記仕様書　（木工事）　軸組工法

一般事項

本工事における構造の骨組（架構体）,下地骨組,造作,仕上げの木工事に適用する。

特記事項は ■ 印の付いたものを適用する。

木材の品質

1.素材及び製材の品質は、日本農林規格（ＪＡＳ）の規定がある場合は、すべてこの規格に適合したものとする。

2.構造材に用いる製材の品質は、構造用製材のＪＡＳに適合したものまたは製材のＪＡＳで定める１等以上とする。

3.見掛かりの造作用柱,板用製材の品質は、製材のＪＡＳで定める上小節以上のものとし,心持材の場合は背割りを行ったものとする。

4.目視等級区分の針葉樹構造用製材規格については以下の通りＪＡＳによる。

甲種構造材（構造用Ⅰ）	甲種構造材（構造用Ⅱ）	乙種構造材
（短辺が9cm未満の横物）	（短辺が9cm以上の横物）	（柱材など）
■ 一級　□ 二級　□ 三級	■ 一級　□ 二級　□ 三級	■ 一級　□ 二級　□ 三級

５．仕口を固める楔，栓は堅木とする。又雇い材は骨組材と同材以上または堅木とする。

６．構造用に用いる集成材は、構造用集成材のＪＡＳに適合若しは化粧ばり集成材のＪＡＳに適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。

７．各種ボード類

（１）合板の品質は、構造用合板若しくは普通合板等のＪＡＳに適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。

（２）構造用パネルの品質は、構造用パネルのＪＡＳに適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。

（３）ハードボード、硬質木片セメント板、シージングボード、石膏ボード、及びラスシートの品質はそれぞれの日本工業規格（ＪＩＳ）に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。

（４）パーティクルボード、ＭＤＦ（ミディアム・デンシティ・ファイバーボード）の品質はそれぞれの日本工業規格（ＪＩＳ）に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。

乾 燥

１．木材の工事現場搬入時の含水率は下記による。

２．針葉樹材についてはＪＡＳ区分に準じ、以下の通りとする。

□ 乾燥材 Ｄ２５　■ 乾燥材 Ｄ２０　□ 乾燥材 Ｄ１５

※ 特記なき場合は乾燥材Ｄ２５（含水率２５％以下）とする。

３．天然乾燥材については、乾燥材Ｄ２５（含水率２５％）を目標とし、係員の承諾を得る。

指定寸法

１．木材の寸法については、ＪＡＳに準じて、材長の不足は認めない。断面寸法については下記による。

	ＪＡＳによる乾燥材		未乾燥材		
材の短辺及び長辺	９０mm以上	９０mm未満	９０mm以上	３６mm以上９０mm未満	３６mm未満
表示寸法と許容誤差	±１．５mm	±１．０mm	＋３．０～０mm	＋２．０～０mm	＋１．０～０mm

材料検査

１．構造材については、係員の検査を受けた後施工するものとする。

２．その他の材についてはその都度係員の承諾を得るものとする。

諸金物

土台と基礎や軸組相互の端部などの構造耐力上主要な部分である継手・仕口などは接合金物等を使用し効率よく緊結する。

接合金物は品質及び耐力等の性能が明らかで良質なものを選択する。（Ｚマーク表示金物）及びＺマーク表示金物同等認定品以上とする。

防腐、防虫処理

１．防腐剤は、ＪＩＳＫ２４３９（クレオソート油、加工タール・タールピッチ）によるクレオソート油同等以上とする。

２．外部モルタル塗となる下地板等の面は地盤面より高さ１．０ｍまでと、台所、浴室等、湿気のある場所の軸組及び下地材が木質の場合も防腐剤塗とする。

防蟻処理

□ 行わない　■ 行なう（　　）

部　位

土　台

材　種

□ ひのき　□ べいひのき　□ たいわんひのき　□ ひば　■ べいまつ　□ こうやまき　□ くり　□ けやき　□ からまつ

□ 保存処理製材　■ 土台用加圧式防腐処理木材　□ その他（　　）

工　法　１，断面寸法は柱と同じ寸法以上とし120mm×120mmを標準とする。

ただし、多雪区域内（「建築基準法施行令第８６条第２項ただし書の規定より特定行政庁が指定する区域」以下同じ）においては105mm×105mm以上とする。

２，継手は、柱及び床下換気孔の位置は避ける。

仕　口

□ 襟輪小根柄差し　□ 片蟻掛け　■ 大入れ蟻掛け　□ 大入れ柄差し　□ その他（　　）

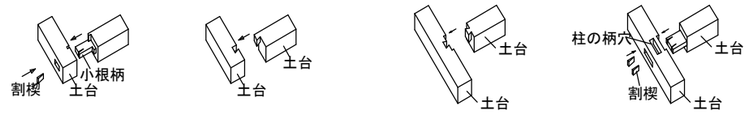

継　手

□ 金輪継ぎ　□ 腰掛鎌継ぎ　■ 腰掛あり継ぎ　□ その他（　　）

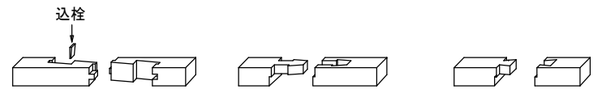

火打土台

材 種

□ ひのき　□ べいひのき　□ たいわんひのき　□ ひば　□ べいひば　□ からまつ　□ べいまつ

□ 火打金物

工　法 火打土台は次のいずれかによる。

1.木材の火打土台とする場合は、次による。

イ.断面寸法は90mm×90mm以上とする。

2.鋼製火打とする場合は、特記による。

3.火打土台を省略する場合は、下記による。

イ.床下地板の品質は、構造用合板のＪＡＳに適合するもので種類は1類とし厚さ12mm以上、パーティクルボードのＪＩＳに適合するもので種類は13Ｐまたは13Ｍ以上とし厚さ15mm以上、又は構造用パネルのＪＡＳに適合するものとする。

ロ.床下地板の張り方は、床下地板の長手方向を根太と直交させ、且つ千鳥張りとし土台及び大引に20mm以上のせて釘打ちとする。床下地板は根太等の受け材上で突付継ぎとする。

ハ.床下地材の釘打ちは床下地材の4周辺をＮ50釘を用い釘打ち間隔150mm以下で、根太、大引、土台及び受け材に平打ちして固定する。

仕　口

□ 傾ぎ大入れほぞ差し　□ 傾ぎ胴付きホルト締め　□ 傾ぎ入れ

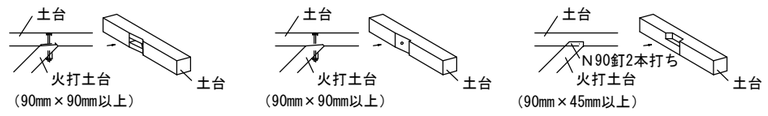

（90mm×90mm以上）　（90mm×90mm以上）　（90mm×45mm以上）

工事名	株式会社はが建築社芳賀建築設計事務所	管理者	設計者	担当者	図面名	図面No.
あらぐさ福祉会様 第３クローバーハウス新築工事設計図	一級建築士事務所　埼玉県知事登録(10)第564号	芳賀 康三 一級建築士 登録第88273号	林 弘直 二級建築士 登録第27636号	林 弘直 二級建築士 登録第27636号	木造特記仕様書(1)	K-1
備考　木工事においては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の木造建築工事標準仕様書に準じる。	HOMEPAGE：WWW.HAGAKEN.COM　EMAIL：info@hagaken.com	日付 2020.02.22	日付 2020.02.22	日付 2020.02.22	縮尺 NO SCALE	
特記なき納まりにおいては、(公財)日本住宅・木材技術センター監修の木造住宅用標準納まり図を参照。	TEL 048-722-6081　FAX 048-722-6082					